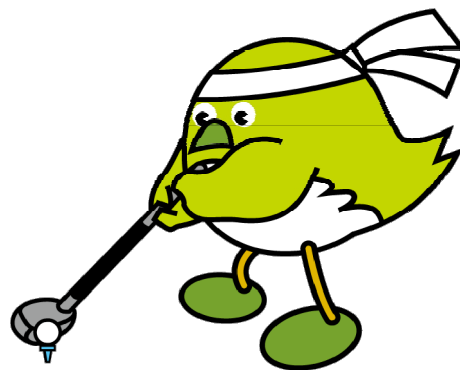


県税のしおりNo.6

県たばこ税 ゴルフ場利用税



県たばこ税

県たばこ税とは

卸売販売業者等が小売店にたばこを売り渡すとき等に課される税金で、みなさんが購入する際の代金の中に含まれています。同じ性質の税金として、国たばこ税、市町村たばこ税があります。

納める人

たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

納める額

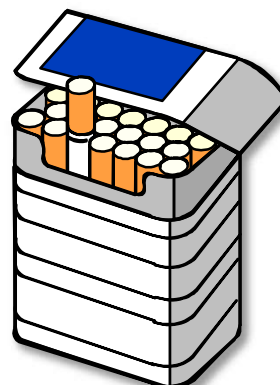
たばこ1,000本につき1,070円

申告と納税

たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が、毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

一箱（20本入り） 580円の場合の税金

県たばこ税	21.40円	
市町村たばこ税	131.04円	
国たばこ税	136.04円	
国たばこ特別税	16.40円	
原材料費など	222.40円	
消費税	52.72円	



ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税とは

ゴルフ場(ゴルフ練習場を除く)を利用したときに、その利用者に課される税金です。

納める人

ゴルフ場の経営者が、利用者（納税義務者）から徴収して納めます。

納める額

ホール数や利用料金によって定められています。

ゴルフ場の区分	利 用 料 金 の 額		税 率
18ホール未満	1人1日	2,500円 未満	400 円
		2,500円 以上	500 円
18ホール以上		2,500円 未満	500 円
		2,500 円～ 3,000円 未満	600 円
		3,000 円～ 4,000円 未満	700 円
		4,000 円～ 5,000円 未満	800 円
		5,000 円～ 6,000円 未満	900 円
		6,000 円～ 7,000円 未満	1,000 円
		7,000 円～ 10,000円 未満	1,100 円
		10,000円 以上	1,200 円

非課税

次に掲げるゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税は課税されません。

- ① 年齢18歳未満の者、年齢70歳以上の者及び障がいのある方のゴルフ場の利用で、利用者本人がその旨を証明する場合
- ② 国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ場の利用で、都道府県知事又は都道府県の教育委員会がその旨を証明する場合
- ③ 学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動として行うゴルフ場の利用で、学長又は校長がその旨を証明する場合
- ④ 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ場の利用で、当該ゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合

申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を、翌月の15日までに申告して納めます。

市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場が所在する市町村に交付されます。

くわしくは、もよりの県税事務所へお問い合わせください。

	郵便番号	所 在 地	電話番号
別 府 県 税 事 務 所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大 分 県 税 事 務 所	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5773
課 税 第 一 課			
日 田 県 税 事 務 所	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中 津 県 税 事 務 所	871-0024	中津市中央町1-5-16	0979-22-2902

ホームページ「くらしと県税」 <https://www.pref.oita.jp/site/zei/>